本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第82号
令和５年７月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　８：30～17：15　土日祝日年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

任意後見契約　～老後の安心設計～

年を取ると物事を判断する能力が衰えてきます。
認知症や持病などによって判断能力が低下すると、自分の財産管理や手続きや契約ができなくなってしまうこともあります。
その時に備えて、あらかじめ、自分の財産管理等を「引き受けてもらう人」と「内容」を決めておき、公正証書による契約として、「任意後見契約」を締結することができます。



ひとり暮らしで、親族は、遠くに住んでいる。
認知症になってしまったら、介護の手配や財産管理を誰かにお願いできないかな・・・。

①誰と任意後見契約を結ぶか考える

親族・友人・専門職など、信頼できる誰とでも任意後見契約を結べます。契約ですので、**相手の方の了解が必要です。**

※任意後見制度について、詳しく知りたい場合は、本庄市成年後見サポートセンター（裏面）でご案内します。

②任意後見契約の内容を考える

介護や生活面の手配、財産の管理など、何を手伝ってほしいか、報酬はいくらにするかなどを任意後見受任者の方と相談し、内容を検討・合意します。

③立ち合いのもと、任意後見契約を結ぶ

②で決まった内容で、公証人立ち会いのもと、任意後見契約として公正証書を作成します。

費用・公正証書作成料、謄本費用、登記手数料等　約２～３万円

公証役場以外の場所でも手続きも可能です。追加費用（公証人の日当、加算、交通費等）が必要です。

④本人の判断能力が低下したら、任意後見受任者等が家庭裁判所へ「任意後見監督人選任申立」をする

⑤任意後見監督人が選任され、任意後見人活動が開始される

熊　谷　公　証　役　場

所在地　　熊谷市筑波３丁目４番地　熊谷朝日八十二ビル内
電話番号　０４８－５２４－９７３３（**要予約**）
営業日時　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　９時～１２時・１３時～１７時

「本庄市成年後見サポートセンター」で相談をお受けします



本庄市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する相談、利用に関する手続きや書類作成の説明などの支援を行います。また、市民後見人の養成や、成年後見制度の理解と普及に向けた啓発活動を行います。

一般相談

サポートセンターの職員が、電話や来所による相談に応じます。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。相談は無料、予約は不要です。

相談日時：月～金曜日（休日年末年始除く）
8：30～17：15
会　場：社会福祉協議会事務所
（本庄市銀座 1-1-1 はにぽんプラザ2階）

専門相談

弁護士・司法書士・相談員が直接相談に応じます。１回の相談時間は、おおむね３０分～１時間程度です。相談は無料、事前予約が必要です。

相談日時：毎月第２・４火曜日（休日除く）
13：00～16：00
会　場：はにぽんプラザ２階 活動室Ｃ
予約方法：前月初日（土日休日を除く）より先着で当日 14：00 まで受付。受付開始日は電話受付のみ。

本庄市成年後見サポートセンター
（本庄市社会福祉協議会内）　☎24－2755

みんないつかは年をとる
～共に支え合うくらし～

埼玉県地域包括ケア課が企画・制作した漫画「みんないつかは年をとる」の一部を掲載しています。こちらの漫画では、認知症の方への接し方などがわかりやすく描かれています。冊子を読んでみたい方は、西包括でお渡しいたします。

一人で抱えこまない





7月の予定

日時・会場	行事
7／24（月） 13：30～15：30 はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。
7／26（水） 10：00～12:00 本庄東地域包括支援センター （本庄市本庄 3-1-21）	**認知症家族の会　本庄** 認知症のご家族を介護している方等が集まり、日々の介護のこと、悩みなどを話せる場です。お気軽にご参加ください。